
令和5年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

令和5年12月19日 (火曜日)

議事日程 (第5号)

令和5年12月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第96号 令和5年度築上町一般会計補正予算(第10号)について
- 日程第2 議案第97号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第98号 令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第99号 令和5年度築上町西角田財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第100号 令和5年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第101号 令和5年度築上町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第102号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第103号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第104号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第105号 築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第106号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第107号 町道路線の変更について
- 日程第13 議案第108号 令和5年度築上町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第14 議案第109号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 陳情第1号 鍼灸マッサージ施術助成金増額に関する陳情
- 日程第16 陳情第2号 2024年度教育条件整備陳情書
(追加分)
- 日程第17 議案第110号 令和5年度築上町一般会計補正予算(第12号)について
- 日程第18 議案第111号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第96号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第2 議案第97号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第98号 令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第99号 令和5年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第100号 令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第101号 令和5年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第102号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第103号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第104号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第105号 築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第106号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第107号 町道路線の変更について
- 日程第13 議案第108号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第14 議案第109号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 陳情第1号 鍼灸マッサージ施術助成金増額に関する陳情
- 日程第16 陳情第2号 2024年度教育条件整備陳情書
(追加分)
- 日程第17 議案第110号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第18 議案第111号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（12名）

1番	今富 義昭君	2番	江本 守君
4番	田原 宗憲君	6番	田村 紘貴君
7番	宗 裕君	8番	丸山 年弘君
9番	信田 博見君	10番	池永 巖君

11番 武道 修司君

12番 塩田 文男君

13番 吉元 健人君

14番 池亀 豊君

欠席議員（2名）

3番 鞆野 希昭君

5番 工藤 久司君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 横内 秀樹君

次長 脇山千賀子君（監査委員事務局長併任）

書記 中原 寿浩君

書記 小野 聖佳君

説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者	八野 紘海君	教育長	久保ひろみ君
副 町 長	石井 紫君	総務課長	椎野 満博君
会計管理者兼	元島 信一君	まちづくり振興課長	桑野 智君
会 計 課 長	武道 博君	税務課長	田村 貴志君
企画財政課長	吉川 千保君	保険福祉課長	種子 祐彦君
人権課長	古市 照雄君	建設課長	神崎 秀一君
子育て・健康支援課長	首藤 裕幸君	上下水道課長	福田 記久君
産業課長	西田 哲幸君	学校教育課長	鍛冶 孝広君
都市政策課長	尾座本三雄君	教育施設整備室長	樽本 知也君
住民生活課長	山本健太郎君	監査委員事務局長	脇山千賀子君
生涯学習課長			
農業委員会事務局長			

午前10時00分開議

○議長（塩田 文男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第96号

○議長（塩田 文男君） 日程第1、議案第96号令和5年度築上町一般会計補正予算（第

10号) についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第96号令和5年度築上町一般会計補正予算（第10号）について、本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、椎田社会福祉センター「自愛の家」改修工事に係る債務負担行為の追加、法改正に伴いマイナンバーカードへの氏名の振り仮名表記やローマ字表記ができるようにシステムを改修する費用、中央公民館大ホールの雨漏り等の修繕費用、築城小学校講堂改修工事、側壁補修等増工費用、八津田小学校落成式に係る費用などの補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） 次に、武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第96号令和5年度築上町一般会計補正予算（第10号）について、本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、条例・規則・要綱等の例規集のデータベースの更新業務委託料、ふるさと納税の歳入、返礼品代、サイトのシステム使用料、水田農業担い手の機械導入支援等の補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第96号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第96号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第97号

日程第3. 議案第98号

○議長（塩田 文男君） お諮りいたします。日程第2、議案第97号令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから日程第3、議案第98号令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでは、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号から議案第98号まで一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第97号から議案第98号まで、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第97号令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本補正予算について慎重に審議した結果、人事院勧告に伴う人件費の補正、過年度の交付金返還に伴う補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第98号令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本補正予算について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第2、議案第97号令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第97号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第97号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第98号令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第98号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第98号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第99号

○議長（塩田 文男君） 日程第4、議案第99号令和5年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第99号令和5年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）について、本補正予算について慎重に審査した結果、森林簿更新に伴う森林保険料の補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第99号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第99号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第100号

日程第6. 議案第101号

日程第7. 議案第102号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第5、議案第100号令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてから日程第7、議案第102号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてまで厚生文教常任委員会の付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号から議案第102号まで一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第100号から議案第102号まで、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第100号令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について、本補正予算について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第101号令和5年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、本補正予算について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第102号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、コンビニ交付の印鑑登録証明書の申請について、スマートフォンなどの移動端末設備による申請が可能となるため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第5、議案第100号令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）につ

いてを議題とします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第100号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第100号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第101号令和5年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第101号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第101号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第102号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としま

す。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第102号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第102号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第103号

日程第9. 議案第104号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第8、議案第103号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定から日程第9、議案第104号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまで総務産業建設委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号から議案第104号まで一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第103号から議案第104号まで、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第103号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、人事院勧告に伴い、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ、また、定年が延長されたことに伴い、61歳に到達する年度以降の職員の昇給について定めるため、築上町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第104号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、

地方税法施行規則の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、出産する被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額を免除する措置が新設されることに伴い、これに応じた措置を講ずるため、築上町国民健康保険税の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

日程第8、議案第103号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第103号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第103号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第104号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第104号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第104号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第105号

日程第11. 議案第106号

○議長（塩田 文男君） お諮りいたします。日程第10、議案第105号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11、議案第106号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号から議案第106号まで一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第105号から議案第106号まで、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第105号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、水原越路集会所について、使用頻度が減少し、老朽化も著しく危険であることから、地元から解体の要望があり、本年10月に解体工事が竣工したので、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第106号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第10、議案第105号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 宗でございます。反対の立場から討論させていただきます。

実は、この議案は、私の所属である厚生文教常任委員会の所管でございまして、委員会でも議論いたしました。委員会では、私は反対まではしておりません。ただ、委員会終了後、本日までいろいろ考えました。その結果、やはり本日は反対すべきという結論になりましたので、反対討論をさせていただきます。少し長くなりますが、私の考えを述べさせていただきます。

物事には、実際、不利益がある、利益がある、實際上意味があるということと、実際に意味はないけれども、規則上、ルール上、文書上こうなっていると、形式的な問題。実際的な問題と形式的な問題というのは、世の中のありとあらゆるところにあると思います。

私も、この条例改正案、実際上の問題は一切ないと思っております。今の委員長報告にもありましたとおり、地元の要望を踏まえて解体したものですから、誰も迷惑を被っていない、誰も不便を被っておりません。ただ、形式的にはやはり大きな問題があると思っております。

まず、この集会所条例というのは、議会の議決に伴って定められた町の条例でございます。条例というだけで、内容には非常に重いものがあると思っております。

集会所条例の意義を私なりに申し上げますと、町は、ここに集会所を置くということを宣言している。別の言い方をしますと、町民とここに集会所を置きますという約束をしている、契約をしている、そういう意味があると思っておるんです。

ですから、何が言いたいかということ、順序が逆。解体の予定が決まったら、まず条例改正をして、用途を廃止して、それから解体に入るのが順序だと思っているんです。

形式的なことで、誰も不利益は被っておりません。ただ、ルールとしてはやはり間違っていると思っておりまして、現状ではまだ可決しておりませんから、この集会所がないことは、大げさな言い方をすると、条例違反状態が今存在していると言ってもいいと思っているんです。

ですから、形式的なことであり、実質的には誰も困っていないので、反対しようかどうか迷ったんですが、これから先は、また余計なことかもしれませんが、最近、条例や議案の単純ミスと思われるような間違いが多いんですよね。これもその一環だと思っています。

これが単純ミスであればいい、申し訳ないと、条例改正する前に解体してしまったと。そういう意識があればまだ納得できたんですが、委員会では、職務代理者副町長も含めて、私のこの指摘に対して、こんなことは何の問題もないかのような発言がありました。

これは形式的なことかもしれませんが、現執行部、また、現役場の体制が、条例等の形式的なことを無視しているということの表れだと思っています。

ですから、私はこれに反対したいと思います。

また、仮に私のこの反対討論を受けて、ほかの議員も反対してくれて、これが成立しなくても、既に解体されているんですから、誰も迷惑は被らない。これが、ほかの町民生活に大きな影響を与えるようなことであれば、私も簡単に反対できないと思っていたんですけど、逆に何の影響もないからこそ、形式的なことをきちんと訴えたいと思っています。

ちょっと順番を間違えたと、申し訳ないというような事前の説明があればまだ納得がいくんですけど、まるで開き直ったかのように、これで問題がない。やっぱり条例を改正してから解体すべきだと私は思います。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。武道修司議員。

○議員（11番 武道 修司君） 原案に賛成の立場から発言をさせていただきます。

今、形式的なというふうな話がありましたが、形式的な話をする、まず解体の予算をつける。この予算があつて、議会で可決をして、その予算を執行して解体をした。だから、なくなったから、条例の中にはないものを、あたかもあるようにしているほうがおかしいということで、条例の中の建物を消す。これは形式的なものかなというふうに思います。

逆に、建物があるのに、先にこの条例から消してしまえば、条例がないのに建物が残っているというほうがおかしな話になりますので、形式的な流れ、事務的な流れからいけば、まず予算をつけて、予算執行して解体をして、完全になくなったから条例のほうから言葉を消すというふうにししないと、条例のほうを先に消してしまつたら、建物が残っているよというふうになつたら、そっちのほう条例違反になるので。

形式的な流れからいけば、今進めている事務で私は間違いがないというふうに、私の認識はそうのように思っているので、本案に対して賛成すべきというふうな考えです。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） それでは、議案第105号について採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第105号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第105号は委

員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第106号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第106号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第106号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第107号

日程第13. 議案第108号

日程第14. 議案第109号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第12、議案第107号町道路線の変更についてから日程第14、議案第109号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号から議案第109号まで一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第107号から議案第109号まで、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第107号町道路線の変更について、本案について、寒田36号線の起点を旧道部分に変更し、路線を延伸するためのものであり、原案のとおり

り可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第108号令和5年度築上町一般会計補正予算（第11号）について、本補正予算について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う議会議員及び町特別職の期末手当の補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第109号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、人事院勧告による一般職の職員の給与改定に伴い、本町特別職の期末手当支給率を改定するため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

では、日程第12、議案第107号町道路線の変更についてを議題とします。

委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第107号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第107号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第108号令和5年度築上町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） すみません。議案第109号に反対しますので、これにも反対

しておかないといけないと今、委員長報告を聞いて思いまして。議案第109号に反対する理由が、議案質疑でも述べましたように、この人事院勧告は、一般職の給与改定は勧告していますが、特別職職員の給与改定は勧告していません。

ということで、私は、特別職、議員に関わる改定は必要ないと考えますので、反対いたします。以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 賛成の立場から発言をいたします。

一般職の改定があって、特別職の改定をしないということ、これから先もずっと続ければ、その差が開くばかりで、下げるときには一緒に下げる、上げるときには上げないというふうな形をとると、不公平さとか、今後の先々のいろんな課題、問題点が発生するのではないかというふうに思いますので、人事院勧告に伴い、特別職も同じように決定するべきだというふうに思っています。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第108号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第108号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、議案第108号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第109号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 反対理由は、先ほど申し述べたとおりです。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 池亀議員、先ほど申し上げたとおり、もう一度発言してください。

○議員（14番 池亀 豊君） 議長から注意がありましたので、もう一度述べます。

この議案第109号の議案質疑でも述べましたように、人事院は、一般職職員の給与改定を勧告しましたが、特別職職員の期末手当支給率改定を勧告していません。以上の理由で、この条例を改正する必要はないと考えています。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 賛成の立場から発言をいたします。

築上町特別職の職員の給与等に関する条例で、これは基本的に人事院勧告が基ではありますが、町の審査会、検討委員会ですかね、報酬等審議会ですかね。失礼しました。

審議会で議論をされて、昇給というか、変更すべき、改定すべきというふうに方向が出たということで、客観的に見ても変更するのに関してはおかしくない条例変更だろうというふうに思いますので、この案件については賛成すべきというふうな観点で賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第109号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第109号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 賛成多数です。よって、議案第109号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、陳情第1号

○議長（塩田 文男君） 日程第15、陳情第1号鍼灸マッサージ施術助成金増額に関する陳情についてを議題とします。

なお、江本議員については、地方自治法第117条の除斥規定により、この審議・採決には加われませんので、退席をお願いいたします。

〔2番 江本 守君 退席〕

○議長（塩田 文男君） それでは、本案について委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 陳情第1号鍼灸マッサージ施術助成金増額に関する陳情、本案について、財政状況が厳しい折、当面は現状維持が望ましいとの反対意見もありましたが、受診をする方に対して個人負担額の軽減を図るものであり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり採択すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 宗です。反対の立場から討論をさせていただきます。

実は、関係者の方には大変申し訳ないと思っております。また、この施術券を使用している利用者の方にも大変申し訳ないと思っています。大変申し訳ないと思っておりますが、やはり、これには賛成できません。

その理由は、財政状況が厳しい状況は、ここ数年ますます厳しくはなっている、改善はされていないと思います。それと、僅かな金額を上げてくれという陳情でございますから、これを上げたところで財政上も大きな財政負担になるとも、私も思っておりません。

ただ、これからの数年間、5年、10年の年月を見ると、必要なところにもお金を十分に行き渡らせることはできない。優先順位をつけて、メリ張りのある財政運営が必要、そういう時代に入っていることは多くの方が認めているんじゃないかと思っているんです。

ですから、大変申し訳ないんですが、これからは、全部は認めるわけにはいかないということで、これは辛抱してもらいたいというのが私の正直な気持ちです。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

○議員（13番 吉元 健人君） 賛成の立場で述べさせていただきます。

陳情の内容なんですけれども、今、国のほうでも予防医学のほうにすごくシフトしていている、治療から医療にというふうになっていっていると思うんですけれども、過去、この10数年、鍼灸される方、上げずにずっと頑張って治療のほうをやってもらっています。利用者の方々も負担ができるだけ少ないほうが予防になっていくと思うので、賛成の立場として意見します。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 先ほど反対の意見で、予算的に厳しい財政状況になってきてい

るというふうな話がありましたが、先ほど吉元議員からもあったように、予防ということで考えますと、国民健康保険や介護保険の金額を抑えることができるのではないかなど。

今、どちらかという、国民健康保険、介護保険のほうはかなり厳しい状況が続いている。会計上はかなり厳しい状況が続いているし、国にしても町にしても、この負担が今から先、もっとも増えていく可能性がある。そちらのほうの負担のことを考えると、予防医学で、その前の段階でその費用が抑えられるのであれば、なるべくこのような形を利用できやすい環境をつくる。

利用を私たちが進めるのではなくて、利用している人たちが利用しやすい環境をつくるということが必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひとも、これはあくまでも決定ではありませんが、議会として、町のほうにそのような方向で進んでいていただきたいというその陳情、思いをこの場でお話をして、町執行部、町のほうもそういうような方向で、この問題だけではなくて、国民健康保険、介護保険等、ほかの問題も含めて総合的に判断をしていただきたい。

ぜひとも、そういうような観点からも、この金額の増額に関する陳情を進めていきたいと思えますので、賛成の立場からの発言とさせていただきます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかに反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから陳情第1号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

〔2番 江本 守君 着席〕

日程第16. 陳情第2号

○議長（塩田 文男君） 日程第16、陳情第2号2024年度教育条件整備陳情書についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 陳情第2号2024年度教育条件整備陳情書、本案は、町内の小中学校の教育条件の整備を求めるものであり、採択すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 討論を終わります。

これから陳情第2号について採決を行います。陳情に対し、反対意見はありません。本陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択されました。

日程第17. 議案第110号

○議長（塩田 文男君） 以下、追加議案です。

お諮りします。日程第17、議案第110号令和5年度築上町一般会計補正予算（第12号）についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第17、議案第110号令和5年度築上町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第110号令和5年度築上町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度築上町一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり提出する。令和5年12月19日、築上町長職務代理者、築上町副町長八野紘海。

○議長（塩田 文男君） 築上町長職務代理者、八野副町長。

○町長職務代理者副町長（八野 紘海君） 本補正予算案は、既定の歳入歳出予算の総額124億

8,175万円に2億543万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億8,718万2,000円と定めるものであります。

歳出予算の主なものは、国の経済対策に係る低所得世帯への7万円の給付に伴う補正2億543万2,000円であります。

歳入予算の主なものは、国庫支出金1億4,596万円、前年度繰越金4,121万3,000円、地方交付税1,825万9,000円であります。よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。江本議員。

○議員（2番 江本 守君） ちょっと分からないことで、国の方針の中で、非課税世帯へ7万円の給付、これは承知しておりますが、ニュースの中では、限りなく非課税に近い課税世帯も含むようなお話があっておりましたが、この辺は含んでいるのか、含んでいないのか、お願いします。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。江本議員さんの御質問について答弁させていただきます。

今回につきましては、低所得者ということで、非課税世帯の方のみになっております。

今、ニュース等で報道されておりますのは、住民税の均等割だけがかかっている世帯についても政府のほうで給付を考えているということでございますので、その分が国で決定次第、また補正予算等で対応したいと考えております。

以上です。

○議員（2番 江本 守君） 分かりました。

○議長（塩田 文男君） ほかに。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、過去2年の税収増を国民に還元するとの触れ込みで、11月2日に閣議決定された政府の総合対策の中のひとつだと承知しております。岸田首相は、年内交付を目指すと言われておりましたが、築上町では年内交付は可能なのでしょうか、その見通しをお聞かせください。

もともと、関連する国の補正予算が成立したのが11月29日ですから、もともと相当に厳しいスケジュールだと私も思っております。

ただ、ネットで見ると、もう既に公式ホームページに給付のいろんなことを公開している市町村も存在することは存在します。前回同様の給付金を受けた世帯に対しては、受給要件に変動がない限りはプッシュ型で年内振込を行うところもあるようですが、築上町ではその辺どうなっているのかを教えてください。

それともう1点、これに伴って補正予算の中にシステム改修費が上がっているんですが、このシステム改修というのは、今回の給付のためだけのシステム改修ですか。それとも、この改修によって今後もいろんなことに活用できるようなシステム改修ですか。その2点を教えてください。お願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。ただいま御質問いただきました2点について答弁させていただきたいと思っております。

まず、給付の時期についてでございますが、本議会で議決後、速やかにシステム改修の契約、要綱の改正を行い、対象者の抽出を行い、その方に対して通知書のほうを送付する予定になっております。

正直申しまして、年内の支給は難しいと考えております。早くて1月末から2月頭、方式としては、先ほど御質問にもありました、変わってない方に対してはプッシュ式での支給方法を検討しております。

また、システム改修についてでございますが、今回のシステム改修については、今回の7万円、基準日等の変更に伴うシステム改修になりますので、今回の給付金に関わるものでございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） ほかにありませんか。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 続いて、財源についてお尋ねします。

提出された補正予算案では、築上町では、この給付金の総額は2億300万円でございます。事務費等もございますので、歳出総額では2億5,000万円を超えます。これに対して、これに充てる歳入は地方交付税が約1,800万円、国庫補助金1億4,600万円、繰越金4,100万円となっております。

この地方交付税は一般財源扱いのようですが、結局、町の持ち出しの金額があるということでしょうか。財源について御回答をお願いします。

それと、もう1点あります。申し訳ないです。

歳出の説明を見ると、6ページでございます。会計年度任用職員報酬ということで54万円が計上されております。これは、この事務のために会計年度任用職員を1名増員して事務に当たるというための費用ですか。

というのが、7ページに給与費明細書がついておりまして、その下の欄の会計年度任用職員を見ると、職員数のところが1人増えているので、この予算成立後、会計年度任用職員を1名増額するのかなというふうに読み取ったんですが、その点を教えてください。

それと、ごめんなさい。もう1つあるんです。

この7ページの給与費明細書の読み方がよく分からないんです。下の欄は、会計年度任用職員ということで、予算の歳出に上がっている54万円の内訳、会計年度任用職員の報酬、手当、共済費等で分かるんですけど、その上の欄の一般職総括というところにも同じ数字が上がっていて、上の表と下の表がどう関連しているのか、どう読めばいいか分からないので、以上3点、説明をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。私のほうからは、歳入の予算の分と、3項目の給与費明細書について御説明申し上げます。

歳入のほうにつきましては、今、宗議員さんおっしゃられたように、一般財源を充当させていただいております。これはなぜかと言いますと、1億4,596万円が今、国のほうから内示の額を得た金額でございます。これが総事業費の約7割相当分を上限にということで、今、内示の金額を得ております。

最終的には、この事業に係る分に関しては、ほぼ国の、若干の一般財源はあるかもしれませんが、100%の補助金が得れるということで、今現在7割程度の内示しか頂いておりませんので、その分で国庫補助金及び一般財源で対応させていただいております。

また、3番目の給与費明細書の件でございます。

1段目のほうが一般職ということで、一般職の総括、今回は会計年度任用職員しか補正予算がございませんので、会計年度任用職員の分を記載しておりますけど、先ほど御承認いただきました議案第8号等につきましては、一般職等の分がございますので、一般職の分がある場合は、一般職だけ、一般職と会計年度任用職員足した分が総括になります。

また、特別職、議員さんと特別職の分に関しても、特別職の分で別に記載するようになっておりますので、今回は総合計の分と今回補正をかけた会計年度任用職員の分だけを記載させていただいております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。この業務に関わる会計年度任用職員の任用についての御質問でございますが、現在、3万円給付の任用職員が12月末までの雇用期間での契約となっております。人数的には増員という形にはなりません、1月以降にまたこの7万円の業務に携わる者として任用する計画を保険福祉課ではしております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 御説明ありがとうございます。

財源については、詳しいことは私も分からないんですけど、つまり、迅速な給付をするために、取りあえず町が立て替えるみたいな感じなんですよね。大半は、後から国から手当てがあるという理解でよろしいですよ。了解いたしました。

給与明細なんですけど、今の説明を聞いていて、ますます分かりにくくなったのが、7ページ、明細書、会計年度任用職員は、人数でいうと、補正前が144名で、補正後が145名になっているんですけど、今の保険福祉課長の答弁だと、12月で1人減ると、そしてまた1人来年入れるのであれば、人数増えないと思うんですけど、ここの144人、145人に増えるようになっているのがちょっとよく分からなくて。

それと、上段の一般職に関しては、今の説明だと、この補正予算には含まれていないということですか、この数字は。

この補正予算に含まれているのは、会計年度任用職員の報酬だけですから、会計年度任用職員の報酬が上がるのは理解できるんですけど、補正予算に含まれていない一般職の給与等が上がるのが、理由が理解できないんですけど（発言する者あり）つまり、これは合計ということですか。

いや、合計で分かりにくいのが、例えば人数です。会計年度任用職員は144人が145人に増えると書いてあるんです。一般職総括では337人が338人に増えると書いてあるんです。ですから、337人の中に144人が入っていると解釈すればまだ分かるんですけど。

そうすると、給与費等が書いてある金額が、下の欄と、これが総額なんですか、この右側のやつ。すみません、やっぱり私がよく理解できないので、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。こちら給与費明細の見方ですけども、こちら1、一般職（1）総括表というのが、正規職員と会計年度任用職員の合計の数字になっております。そして、その内数としまして、下のア、会計年度任用職員というふうな書き方になっております。

会計年度職員については報酬の金額、一般職の正規職員は給料の金額となっておりますので、こういうふうな下の内数の数字が、報酬が、ア、会計年度任用職員につきましては、その金額がそのまま行くということになっております。

正規職員は給料でございますので、その数字は会計年度任用職員には上がっておりません。職員手当については、その合計が上のほうの総括表になっていると思います。

そして、先ほど保険福祉課長のほうが答弁いたしましたが、あくまでもこの分は述べ数でっておりますので、事業ごとに採用というところで、たまたま同じ人が採用するかもしれませんが、違う事業でカウントさせていただきますので、補正後、比較で1プラスというふうな計上をさせていただきます。

以上でございます。

○議員（7番 宗 裕君） ありがとうございます。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。

○議員（7番 宗 裕君） はい。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第110号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第110号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第111号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第18、議案第111号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第18、議案第111号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第111号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和5年12月19日、築上町長職務代理者、築上町副町長八野紘海。

○議長（塩田 文男君） 築上町長職務代理者、八野副町長。

○町長職務代理者副町長（八野 紘海君） 本条例案は、令和4年12月に築上町職員の給与に関する条例を改正しましたが、改正内容の一部に誤りがあったため、その修正を行うものであります。

昇給等の基準を規定した箇所に係る修正であり、令和6年1月の昇給に影響があるため、今回修正を行うものであります。よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） それでは質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第111号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第111号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（塩田 文男君） 日程第19、常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員長から閉会中の継続調査の申出と、議会運営委員会委員長から閉会中の継続審査の申出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの閉会中の継続調査と、議会運営委員会委員長から閉会中の継続審査については、申出のとおり決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

築上町長職務代理者、八野副町長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

○町長職務代理者副町長（八野 紘海君） 令和5年第4回12月議会におきまして、町長不在の中でございますけども、議員皆様の御理解を賜りまして、全議案可決を頂きまして、本当にありがとうございます。

ただいまインフルエンザがはやっておりますけども、どうか健康に留意され、新しい新年を迎えて、いい年でありますことを御祈念申し上げまして御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

なお、来年になるかと思えますけど、補正予算の2件の専決をお願いしたいところでございます。

1つは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業が、まだ未執行の額は約1,000万円ございまして、これについて、町民のために全額使いたいと思ひまして、今、庁舎内において検討中でございますので、事務が終了次第、専決をして、年明けに執行したいと思ひます。

それともう1つ、先ほど江本議員さんのほうから質問等もございましたけど、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、1つは、個人住民税均等割のみ課税がなされる世帯への給付、1世帯当たり10万円を支給、それと、もう1つは、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算、5万円の支給。

それと、これは県の補正予算でございますけど、私立保育園電気代等高騰対応への支援というような形で、年明けに国のほうで、予備費で対応という形でございますけど、国のほうの国会で今混乱をしておりますので、いつその予算が成立といたしますか、執行できるかどうか分かりませんけども。

3月、年度内執行という形になっておりますので、国のほう、県のほうが予算が成立次第、町のほうにも下りてきてまいりますので、下りてき次第、またそれを速やかに執行したいがために専決をお願いしたいということでございます。

以上、お願いを申し上げまして、御挨拶といたします。本当にどうもありがとうございました。

○議長（塩田 文男君） これで、令和5年第4回築上町議会定例会を閉会いたします。

午前11時12分閉会